

事例調査の結果概要

■報告内容

- (1) 市民意見の取り扱いを担保する事例
 - (2) 情報公開の方法を明確に定めている事例
 - (3) 自治体職員の市民参加への関わり方に関する取組み（職員の育成・研修等）
- （※表中の参照欄は、「資料1」と対応）

(1) 市民意見の取り扱いを担保する事例

●具体的な数値を明示している事例（「市民政策提案手続き」について）

自治体	条 文		参照
和光市	第9条	市民政策提案手続きにおける提案は、 <u>年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署</u> をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項（第6条第2項に該当するものを除きます。）について行うことができます。	p.3 ⑤
苫小牧市	第17条	市民は、次項に掲げる場合を除くほか、市に対して政策の提案をしようとするときは、別に定めるところにより、 <u>18歳以上の市民10人以上の連署</u> をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。（中略）市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、 <u>当該提案があった日から3月以内</u> （前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内）に <u>検討の結果及びその理由を当該市民</u> （第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者）に <u>通知</u> するとともに、その <u>概要を公表</u> するものとする。	p.3 ⑤

●条例の表現に関して具体的な意味や運用方法を明示している事例

自治体	条 文	解 説	参照
旭川市	第10条 市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を <u>考慮しなければならない</u> 。	ここでいう「 <u>考慮する</u> 」とは、単に考えるという意味ではなく、 <u>市民の意見や提案を市政に反映させることを目的とする市民参加制度の趣旨を踏まえ、その時の社会情勢、財政状況等、種々の条件を総合的に考慮しながら、これを尊重するとともに、市政に反映させていくことができるよう様々な角度から検討すること</u> を意味します。	p.4 ⑥
石狩市	第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」という。）を <u>総合的かつ多面的に検討</u> しなければならない。	「 <u>総合的に検討</u> 」とは、市の機関の縦割りの組織を超えて、いわばオール市役所で検討することを、「 <u>多面的に検討</u> 」とは、市の既定方針に合わないような意見であっても簡単に切り捨てたりせず、その意見を行政活動に反映することができないかどうかをさまざまな角度から検討することを意味しています。	p.4 ⑥

●「市民参加の時期」について示した事例

自治体	条 文	解 説	参照
旭川市	第7条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前（議会の議決を要するものにあつては議会提案前）の <u>できるだけ早い時期から市民参加を求めるよう努めなければならない</u> 。	施策の内容や性質は様々であることから、 <u>一律にどの段階で市民参加を求めるべきかをあらかじめ定めておくことは困難</u> ですが、広く市民の意見やニーズを把握しそれらを反映させていくためには、施策の修正や変更が可能な時期までに行うことはもちろんのこと、 <u>市民参加の効果が期待できる施策の推進過程のなるべく早い時期から行う必要があります</u> 。	p.6 ⑧
石狩市	第6条 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことが	正確で十分な情報を市民に提供できる範囲で、できるだけ早い時期に市民参加手続を行う必要があります	p.6 ⑧

自治体	条 文	解 説	参照
	条 2 できるように、 <u>適切な時期</u> に行われなければならない。	ます。しかし、ほとんど白紙の状態から市民参加手続を行ったほうが良いのか、市の機関が提示する原案に対して市民参加手続を行ったほうがより効果的か、などは <u>案件ごとに異なってくるものと思われるので、そうしたことも考慮した上で、適切な時期に行うこと</u> としています。	

●「不利益救済の措置」を明記している事例

自治体	条 文	解 説	参照
ニセコ町	第 33 条 町は、 <u>町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関</u> を置くことができる。	いわゆるオンブズマンだけを意図しているものではない。わたしたち町民が行政から不利益処分を受けたことに対する <u>権利保全のためのさまざまな機関の可能性</u> を考える。 <u>本条では不利益救済機関の権限を明示していない。これは、不利益救済機関そのものがどのような組織となるか容易に想定できないためであり、具体的な設置と同時に機関が持つ権限を明示しなければならない。</u>	p.3 ④

●市民意見に対する回答を公表している事例

自治体	概 要
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市では、情報公開の促進、市民が関心のある情報の共有を目指し、平成 20 年 6 月より、<u>市民から寄せられた投書、意見とそれに対する市側の回答を「市民の声」としてホームページで公表</u>を始めている。 市内公共施設に設置された「市長への手紙」、陳情、メールで送られてくる「市政への提案」、市政モニター（60 名）から寄せられる意見が回答・公表の対象となっている。 寄せられた意見については、「子育て・教育」「福祉」「保険・年金」「税金」など、17 項目に分類。

(2) 情報公開の方法を明確に定めている事例

●情報公開の方法を具体的に示している条文の例

自治体	条 文	解 説	参照
石狩市	第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。(中略) <u>(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表、(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表、(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表、(4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表</u>	公表方法は4種類とし、常にそのすべての方法によって公表することにより、希望すれば誰もが情報を知ることができるようにしています。 <u>第1号中の「市役所本庁舎」は、具体的には本庁舎1階の情報公開コーナーとしています。第2号の掲示板は、「あい・ボード」という名称で、公共施設や民間商業施設などに設置しています。また、第3号で定める広報紙による公表は即時性に欠ける面がありますが、市の動きを広く市民に周知する効果が高いことから、事後公表を認めつつ、必ず行う公表方法に含めています。</u> なお、 <u>第2号から第4号までに掲げる方法で必要事項の概要を公表するときは、どこに行けば(何を見れば)全部の事項を知ることができるかということと同時に公表するような運用とすることとしています。</u>	p.4 ~5 ⑦
ニセコ町	第6~8条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 <u>(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度</u> <u>(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度</u> <u>(3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度</u> <u>(4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</u>	各号は、情報公開条例をその根拠として、具体的に以下の諸制度として運用する。 <u>(1) 『もっと知りたいことしの仕事』(予算説明書)、広報誌、そよかぜ通信(電話回線を使用したお知らせ放送) など</u> <u>(2) プライバシーにかかわる情報を扱う会議を除き、原則公開の諸会議</u> <u>(3) ニセコ町情報公開条例</u> <u>(4) まちづくり町民講座、まちづくりトーク、まちづくり懇談会、こんにちは町長室、町民検討会議、まちづくり広聴箱 など</u> ※例えば(4)にかかわる事例として、町民検討会議での検討を中心とし道の駅「ニセコビュープラザ」やニセコ駅前温泉施設「綺羅乃湯」を建設した事例がある。また、事務局を町内外の住民で構成してワークショップによりまとめた「尻別川宣言」(平成10年)などがある。	p.4 ~5 ⑦

●審議会等の会議を公開している事例

自治体	概 要
福井県 あわら市	<ul style="list-style-type: none"> あわら市では、平成21年7月に、市の附属機関等の会議を公開する規定を定め、特別職報酬等審議会など全20機関の傍聴を可能とし、議事録も公開されるようになった。 ただし、特定の団体や個人の権利を審議する情報公開・個人情報保護審査会等の11附属機関は非公開。 なお、対象となる会議の開催日時や場所、議題等はホームページ上で公開される。

(3) 自治体職員の市民参加への関わり方に関する取組み（職員の育成・研修等）

●職員の市民参加・情報共有への関わり方をルール化している事例

自治体	概要
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に策定された自治基本条例をより実効性のある条例とするために、庁内一丸となり、積極的に市民参加や情報共有に取り組むことが重要との観点から、職員の市民参加や情報共有に関する考え方や取組姿勢、具体的な進め方、各種市民参加手法の概要・効果・留意点等をまとめた「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」を作成。 福市長を本部長とし、局長クラスや部長級クラスからなる市民自治推進本部を設置し、平成18年より検討を進めてきたトップダウン型であり、職員個人として、市民参加に関わりやすい風土が形成されていることが期待できる。 <p style="text-align: center;">http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/tebiki/index.html</p>

●職員の人材育成に関する事例

<自治体における人材育成に関する近年の状況>

- 1997年11月に自治省(当時)は「分権時代の人材戦略報告書」等を踏まえ、「地方自治・新時代における人材育成基本方針」を策定。これを機に各地方公共団体において人材育成基本方針が策定されるようになった。

(単位:団体数,%)

区分	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	特別区
合計	166 (100.0)	47 (100.0)	17 (100.0)	35 (100.0)	44 (100.0)	23 (100.0)
平成14年度から平成18年度までの間に人材育成基本方針の策定・改訂を行った	96 (57.8)	27 (57.5)	11 (64.7)	20 (57.1)	26 (59.1)	12 (52.2)
平成19年度中に人材育成基本方針の策定・改訂を行う	28 (16.9)	6 (12.8)	4 (23.5)	3 (8.6)	10 (22.7)	5 (21.7)
平成20年度以降に人材育成基本方針の策定・改訂を行う予定である	21 (12.7)	3 (6.4)	2 (11.8)	9 (25.7)	5 (11.4)	2 (8.7)
平成13年度以前に人材育成基本方針を策定しており、その後の改訂及び改訂予定はない	20 (12.1)	10 (21.3)	0 (0.0)	3 (8.6)	3 (6.8)	4 (17.4)
人材育成基本方針を策定しておらず、策定予定もない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	1 (0.6)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

出典（総務省自治大学校による平成19年度策定状況調査 図表1 人材育成基本方針の策定・改定状況）

<茅ヶ崎市の状況>

- *茅ヶ崎市でも人材育成基本方針を策定(平成16年3月)、毎年度“人事行政運営等の状況”としてHP上で研修の実施状況を公開している。

資料：茅ヶ崎役所HP内下記ページにて掲載中

○茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/saiyo/009667.html>

○人事行政運営等の状況（平成22年）

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/dbps_data/_material/_localhost/010soumu/030shokuin/jinjikyuyo/jinji/22jinjigyouseiunei.pdf

○職員接遇マニュアル

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/dbps_data/_material/_localhost/010soumu/030shokuin/jinjikyuyo/jinzaiikusei/2204setuguu.pdf

<特色のある研修の事例> ※平成 21 年度 地方公務員研修の実態に関する調査（総務省自治大学校）

団体名	研修課程名	研修の概要
明石市	職員セミナー	・民ニーズに的確に対応できる組織作りと「時代の変化を敏感に察知し、市民の視点に立って考え、新たな課題に挑戦する職員」の育成を課題と考えて取り組まれているセミナーである。市民主体のまちづくりについての講演及びワークショップ、市民活動の現場体験学習の実施を通じて、市民ニーズに的確に対応できる組織づくりと職員の育成を図る。
札幌市	市民自治推進研修	・市民が期待するサービスとは何かという観点から、接遇技術を考えるとともにクレームを CS(顧客満足度)につなげていく組織風土づくりを目指すセミナーである。接遇の基本やクレームについての考え方を演習を交えて学んでいく。
	共同研修	・市民自治推進課の企画により、ファシリテーションの手法について市民と区役所職員と一緒に学ぶ研修会を開催（H21）。双方に必要な能力の向上を図るとともに、交流促進の効果も狙う。 ・各区職員 74 名、市民 43 名が参加し、講師によるファシリテーションの講義や、模擬ワークショップを行う。
名古屋市	まちづくりワークショップ実践	・まちづくりワークショップの基本知識を学び、“参加した人がまちづくりに主体的にとりくむようになること”を目指したワークショップを体験する。会場づくりを含めて市民向けワークショップを体験できる内容とし、協働についての理解を深める。
富山県	異業種交流ミーティング	・民間企業の若手中堅社員から「地域経済活性化」をテーマとして特色ある各企業の取組みについて講演を受ける。さらにグループ討議や発表会を通して、自由に意見を交換し、仕事に取り組む視点やチャレンジすることを学ぶ。
西宮市	新撰・政策ワークショップ	・若手職員が所属組織を越えて幅広く自治体の政策について調査・研究し、議論し、提言することにより、自身の政策形成・立案能力の向上を図るとともに、庁内の政策論議の活性化に資することを目的とする。調査・研究する政策テーマをチームごとに設定し、先進自治体の視察などを通じて政策として練り直す。関係する部局職員と受講者としてフォーラムを行うなど議論を重ねる。最終提言内容をまとめ、報告会で報告し、広く職員への研究成果の伝達を図る。
豊島区	人材育成のプロを民間より募集	・職員の研修等を行う人材育成課の課長を一般公募。 ・外部の視点を取り入れ、斬新な発想で、昇級試験や職員研修等のあり方をまとめた「人材育成計画」の改定に取組み、実行に移すことが狙い。 ・企業の人事部門で 10 年以上の勤務経験、かつ管理職経験が 3 年以上あることが応募の条件。

●職員の倫理等に関する条例（※資料 2 参照）

- ・宮城県石巻市：「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」
- ・東京都中野区：「中野区職員倫理条例」
- ・北海道旭川市：「旭川市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」
- ・佐賀県嬉野市：「嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例」
- ・兵庫県神戸市：「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」

■資料 1 「自治基本条例・市民参加条例」の先進事例

	北海道旭川市 平成 15 年 4 月施行、平成 20 年 12 月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成 14 年 4 月施行、平成 20 年 7 月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成 18 年 4 月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成 12 年 13 年 4 月施行、平成 22 年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成 16 年 1 月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成 21 年 4 月施行 「苫小牧市市民参加条例」
①	市民の権利と責務 (市民の責務) 第 5 条 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任及び役割を自覚し、市民参加をするよう努めなければならない。 2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、旭川市全体の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。	市民の権利・責務を明示	(区民の権利) 第 7 条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。(略) 2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。 (区民の責務) 第 8 条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第 1 項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。 (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。 (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。 (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。 (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。 (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。	(まちづくりに参加する権利) 第 10 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 (まちづくりにおける町民の責務) 第 12 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。	(市民の役割) 第 3 条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。 2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければならない。	
	市民の権利と責務(解説) 趣旨・解釈 * 市民参加を行うに当たっての市民の責務を規定しています。市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任や役割を自覚し、旭川市全体の利益を考えながら意見を述べたり提案を行うよう心掛けなければなりません。		(別紙 1 参照)	【解説】 ● 本条は、わたしたち町民のまちづくりへの主体的な参加権を明らかにしている。 ○「参加」は住民の権利か責務か 「参加」は町民の当然の権利であり、責務ではない。強制されることのない機会均等の参加を保障されることが重要であり、結果的平等に到達するための権利保障を意味するものではない。 ○「総合的視点」とは まちづくりの議論を進める際、わたしたち町民は私的な利害関係にとらわれることなく公共性を尊重し判断することが必要となる。「総合的視点」とは、こうしたまちづくり全体を見渡した視野を意味し、わたしたち町民自身がまちづくりの担い手であるという自覚を持った言動をとらなければならない。次条と並んで町民の責務をうたっている。	1 本条は、市民参加における市民の基本的な役割について定めたものです。 2 第 1 項関係 本項は、市民は、市の機関及び市の議会と協働して、積極的に市政に参加するよう努める役割があることを定めたものです。 市民は自らの役割と責任を自覚し、市の機関及び市の議会の立場を理解し、尊重し、補完し、協力する協働の理念を基本として、積極的に市政に参加するように心がけることを市民の役割としたものです。これは、市民参加は、市民、市の機関及び市の議会の三者によるパートナーシップのもとに進めていくことが必要であること、また、市民が積極的に市政に参加していく必要があることから掲げたものです。なお、市民は、参加しないことを理由に不利益な取扱いを受けないものではありません。 3 第 2 項関係 本項は、市民参加に当たり、市民は自らの意見と行動に対して責任を持たなければならないことを定めたものです。 市民が意見を述べ、提案する際には、責任を持って行うよう心がけることを市民の果たすべき責務としたものです。 (運用) 第 2 項関係 本項の趣旨のもと、市民が意見を述べ、提案する際には、住所、氏名等を明らかにすることとし、自らの行為に対して責任を持つものとします。	
②	市民参加の方法 (市民参加の方法) 第 8 条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。 2 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。 3 市の機関は、高度な専門性を有する施策にあっては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあっては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。		(区政への区民参加) 第 20 条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。 (区民参加の保障) 第 21 条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。 2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。	(参加原則) 第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。	(市民参加の方法) 第 7 条 市民参加の方法は、次のとおりとします。 市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。) パブリック・コメント手続(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。) 公聴会手続(政策等に対して広く市民等の意見	第 4 条 市は、次条に規定する政策の立案等をしようとするときは、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続を行うものとする。 2 政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち、立案等をしようとする政策の性質に応じて、次の各号に掲げる方法のいずれか(市民生活への影響その他の事情を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、複数)を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。 (1) 審議会等(審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体をいう。以下同じ。)を開催する方法
		市民参加の方法の明示と解説による詳しい説明				

		北海道旭川市 平成 15 年 4 月施行、平成 20 年 12 月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成 14 年 4 月施行、平成 20 年 7 月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成 18 年 4 月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成 12 年 13 年 4 月施行、平成 22 年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成 16 年 1 月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成 21 年 4 月施行 「苫小牧市市民参加条例」
						を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。 審議会等手続（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもの（その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。）を設置し、これに市の機関が諮問等をするにより意見を求める一連の手続をいいます。） 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法	(2) 市民会議（当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運営する会議をいう。以下同じ。）を設置し、その調査及び検討の結果について報告を受ける方法 (3) 公聴会を開催する方法 (4) 意見交換会、説明会その他市民意見提出手続に先立ち市民の意見を求める方法として適切であると認められる方法 3 市民意見提出手続とは、当該政策及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、提出方法及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて行う市民参加手続をいう。
③	市民参加の方法 (解説)	<p>* 市民参加の方法を検討するに当たっての基本的な考え方を規定しています。</p> <p>市民に意見や提案を求めるときは、施策に合ったふさわしい方法で、より効果的に行うとともに、施策に関わりのある方々をはじめとした、より広範な市民の参加を得るよう努めなければなりません。</p> <p>【主な市民参加の方法】</p> <p>(1) 意見提出手続方式 施策の趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する意見を募集する方法です。手続に係る資料は、市政情報コーナーや、各支所・公民館などで配布するほか、ホームページに掲載します。</p> <p>(2) 委員会方式 あらかじめ定数と任期を定めた一定の委員（メンバー）で構成する機関に、施策に対する意見を求めたり、専門的見地からの判断や考え方を求める方法です。附属機関や、懇談会等の私的諮問機関がこれに当たります。</p> <p>委員は、学識経験者や関係団体、地域住民、公募市民など、それぞれの機関に合ったふさわしい人材を幅広い分野から選考します。</p> <p>(3) 市民会議方式 施策や課題とされるテーマなどについて、広く市民の意見を直接聴くために会合を開催する方法です。市民や関係者（団体、機関等）に参加を呼びかけ、問題提起や意見交換をしつつ、課題の解決法や取組の方向性などについて討議を行います。シンポジウム、市民フォーラム、意見交換会など、名称は様々です。</p> <p>(4) ワークショップ方式 市民意見の方向性を見出すため、市民や専門家など参加者全員が対等な立場で自由に意見を出したりグループ作業等を行いながら、調査や研究を行う方法です。</p> <p>(5) アンケート方式 施策の目的に応じて無作為若しくは任意の市民や世帯を抽出し、市民の意識を調査したり、市民意思の傾向を把握する方法です。</p> <p>(6) 公募・コンペ方式 施策の形態や内容等を決めるに当たり、テーマを定めて広くアイデアなどを募集する方法です。</p>		<p>第 16 条の説明責任の項でも述べたように、施策の必要性や有効性を判断するには、施策の背景となる区政の現状や課題を知ることが前提になります。(略)</p> <p>前条の「区政の各段階に参加する権利」を保障する区長等の責務として、第 1 項で多様な参加機会の保障を規定します。また特に、政策形成過程への区民参加を推進するため、基本的な計画や重要な政策等を策定する場合には、様々な参加の方法の中から、それぞれの事案に応じて適切な手続を講じなければならないことを第 2 項で規定します。</p> <p>なお、現在、各段階別に行われている主な区民参加の手法を洗い出して見ると下表のようになります。政策形成過程への区民参加をより一層推進していくためには、①②の段階における様々な参加手法を事案に応じて有効に活用するとともに、より多くの区民が参加できるように、インターネットを活用した電子会議室や施策提案制度、さらに住民投票制度などの新たな参加の仕組みについても検討していく必要があります。</p> <p>①課題の把握広聴制度、アンケート、モニター活動、公聴会（住民説明会等） ②計画・政策の立案審議会等への委員公募、ワークショップ、パブリックコメント ③実施 協働事業提案制度、区民ボランティア、アドボト制度 ④評価 行政評価委員会・補助金等審査委員会等への委員公募</p>	<p>● 本条は、本条例の基本原則の 2 点目である「住民参加原則」を規定した。</p> <p>● 町が町民の権利を擁護することをここで宣言している。</p> <p>○「町民の参加」（住民参加）とは何か「参加」の概念は本来非常に広範であり、常にその対象や範囲を考える必要がある。本条例で想定する「参加」とは、以下にいう「①町の仕事への参加」である。</p> <p>「参加」は依然として行政側の視点に立った用語であり、住民自身が主体的なまちづくりを行う場合の用語ではない。他に適当な言葉がないため「参加」ということばを用いている。</p> <p>①町の仕事への参加 審議会委員としての参加 町民検討会議への参加 まちづくり町民講座への出席 など ②民間団体行事への参加 ボランティア団体への参加、活動 町内会活動への参加 など ③個人の取組みへの参加 同じ趣味を持つ者同志の行動 個人によるごみ拾いへの協働 など 関心としての参加 ④情報へのアクセス 町のホームページからの情報取得 広報誌を読む など ⑤情報の収集、発信 自己のホームページでの情報収集、発信 など 行政からの参加 行動としての参加 ⑥行政（役場）が町民活動に参加 ～「行政参加」</p>	(別紙 2)	
④	不利益救済機関の設置について				(意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第 33 条 町は、 町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。		市民意見が取り入れられなかった場合の対応を示しているが、具体的な方法は明確化されていない

	北海道旭川市 平成 15 年 4 月施行、平成 20 年 12 月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成 14 年 4 月施行、平成 20 年 7 月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成 18 年 4 月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成 12 年 13 年 4 月施行、平成 22 年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成 16 年 1 月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成 21 年 4 月施行 「苫小牧市市民参加条例」
④	不利益救済機関の設置について (解説)			<p>● いわゆるオンブズマンだけを意図しているものではない。わたしたち町民が行政から不利益処分を受けたことに対する権利保全のためのさまざまな機関の可能性を考える。</p> <p>● 本条では不利益救済機関の権限を明示していない。これは、不利益救済機関そのものがどのような組織となるか容易に想定できないためであり、具体的な設置と同時に機関が持つ権限を明示しなければならない。</p> <p>● 行政の行為により不利益を受けた住民の救済手段については、現行の法制度上においても用意されているものの、必ずしも住民が気軽に利用できる制度とはなっていない。そこで、既存制度の隙間をカバーし、簡易迅速かつ適切に対処し、住民サービスの質の向上につなげていく不利益救済機関の必要性について本条でうたっている。これは、いわゆるオンブズマンだけを意図したものではなく、様々な権利保全の機能を有する機関を想定するが、具体的に有すべき権限、機能、役割については、今後さらに議論が必要などころである。この機関が、住民の権利保護に対し、効果的かつ効率的に対応するには、本町単独ではなく、広域で（たとえば北海道の出先機関である支庁、町村会などで）置くことが望ましいが、これについても今後の議論が必要である。同時に、司法制度からの視点も検討しなければならない。</p>		
⑤	市民政策提案手続き			<p>具体的数値が定まっている文例</p>	<p>第 9 条 市民政策提案手続 (市民政策提案手続) 第 9 条 市民政策提案手続における提案は、年齢満 18 歳以上の市内に住所を有する者が 10 人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第 6 条第 2 項に該当するものを除きます。)について行うことができます。</p> <p>2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求め政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。</p> <p>3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。</p>	<p>第 17 条 市民は、次項に掲げる場合を除くほか、市に対して政策の提案をしようとするときは、別に定めるところにより、18 歳以上の市民 10 人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。</p> <p>2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求め政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 市は、前 2 項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から 3 月以内(前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内)に検討の結果及びその理由を当該市民(第 1 項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者)に通知するとともに、その概要を公表するものとする。</p>

		北海道旭川市 平成15年4月施行、平成20年12月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成14年4月施行、平成20年7月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成18年4月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成12年13年4月施行、平成22年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成16年1月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成21年4月施行 「苫小牧市市民参加条例」
⑥	意見の 取り扱い	<p>(市民参加の結果の取扱い)</p> <p>第10条 市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。</p> <p>2 市の機関は、前項の規定により考慮した結果を、速やかに、当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民が特定できない場合その他市民参加の方法若しくは性質により回答することが困難な場合、又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市の機関は、第1項の規定により考慮した結果を公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)を除くものとする。</p> <p>4 市の機関は、自発的な市民参加があった場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項及び第2項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。</p>	<p>第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。</p> <p>2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由</p>	<p>(まちづくりに関する提案等)</p> <p>第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。</p> <p>2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。</p> <p>3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。</p>		<p>5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。ただし、和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)第7条各号に定める不開示情報のいずれかに該当すると認められるもの(以下「不開示情報」といいます。)は、公表しないものとします。</p>	<p>(提出意見の考慮)</p> <p>第14条市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をするときには、意見提出期間内に提出された当該政策についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第15条市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をしたときは、当該政策の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 政策の題名及びその内容 (2) 第12条第1項の規定による公表をした日 (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨) (4) 提出意見を考慮した結果(市民意見提出手続を行った政策の案と立案等をした政策との差異を含む。)及びその理由</p> <p>2 市は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を一般の閲覧に供しなければならない。(略)</p>
	意見の 取り扱い (解説)	<p>趣旨・解釈</p> <p>* 市民参加において重要なのは、市民から寄せられた意見や提案を尊重することはもちろんのこと、それらの意見等がどう取り扱われたのかということ意見を寄せた方々に回答するとともに、その情報に関心を持っている他の市民にも広くお知らせすることです。</p> <p>ここでは、市民参加の結果の取扱いについての基本的な考え方を規定しています。</p> <p>・第1項について ここでいう「考慮する」とは、単に考えるという意味ではなく、市民の意見や提案を市政に反映させることを目的とする市民参加制度の趣旨を踏まえ、その時の社会情勢、財政状況等、種々の条件を総合的に考慮しながら、これを尊重するとともに、市政に反映させていくことができるよう様々な角度から検討することを意味します。</p> <p>・第2項について 寄せられた意見等をどう施策に反映させたか、また、なぜ反映させることができないのかなど、意見等を考慮した結果や、意見等に対する市の考え方については、原則として意見等を寄せた方に回答しなければなりません。</p> <p>ただし書きは、意見等を寄せた方が特定できない場合や、対象者が多数であるアンケートを実施した場合のほか、費用対効果(支出した費用に対して得られる効果)の面などから、個々への回答に代えて広く公表することが明らか合理的と考えられる場合などを指しています。(略)</p>	<p>・第1項関係 いくらか市民参加手続で市民の意見を聴いても、その意見を市の機関が聞きっぱなしにしては何の意味もありません。このため、本項ではそれらの意見の実現可能性を真摯に検討することを市の機関に義務づけています。「総合的に検討」とは、市の機関の縦割りの組織を超えて、いわばオール市役所で検討することを、「多面的に検討」とは、市の既定方針に合わないような意見であっても簡単に切り捨てたりせず、その意見を行政活動に反映することができないかどうかをさまざまな角度から検討することを意味しています。</p> <p>・第2項関係 第1項で定めた意見の総合的・多面的な検討義務を市の機関が果たしているかどうかを確認できるようにするため、本項では意見の検討を終えたときに検討の経過、結果や理由を公表することとしています。またこのことは、市の機関が下した決定内容の妥当性を検討する材料を市民に提供したり、意見を提出した方の意欲や努力に応えるという意味もあります。公表する事項は「こういう意見があった」「その意見をこういうプロセスを経て検討した」「検討した結果はこうなった」「その理由はこうである」の4点ですが、それらの中に個人情報や事業活動情報などの情報公開条例で定める不開示情報が含まれるときは、それらの部分は公表しないこととしています。</p>	<p>地域におけるまちづくりを進めていく上で、例えば地区計画であるとか地域協定などを策定しようという場合や、地域の共通課題を解決するための合意形成が必要な場合に、誰もが参加でき、相互の意見を尊重しながら議論ができる「開かれた協議の場」が必要です。地域の中には、異なる価値観を持つ人々や、異なる目的で活動する様々な団体が存在します。そうした中で合意形成を図ることは容易なことではありませんが、同じテーブルで議論を重ねるプロセスを通じてこそ、民主的な地域社会が形成されます。</p> <p>また、第3条第1号に掲げる「住民自治を起点とする協働のまちづくり」の基本理念を実現するためには、コミュニティを基盤とする活動を通じて、区民が地域におけるまちづくりを主体的に担っていくことが求められます。そこで、開かれた協議を通じて、合意形成したまちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができることを第2項で規定し、提案を受けた区長が、その趣旨を尊重してまちづくりの施策に反映するよう努めることを第3項で規定します。</p> <p>こうした規定は具体的な制度を定めるものではありませんが、多様な区民による民主的な討議プロセスの意義を明らかにするとともに、区民による施策提案、政策形成過程への参加を促進することを目的とするものであり、この条例を根拠として、今後具体的な提案制度等の創設を検討していくものとします。</p>		<p>第5項関係 本項は、パブリック・コメント手続により市民から提出された意見について、市の機関に対して検討結果等の公表を義務付けたものです。市の機関は、提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方を公表するものとし、併せて政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表するものとしたものです。</p>	
⑦	情報提供、 情報公開 の方法	<p>(情報の公表)</p> <p>第9条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)を除くものとする。</p>	<p>(公表の方法等)</p> <p>第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。</p> <p>(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表 (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表</p>	<p>(区政情報を知る権利)</p> <p>第14条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。</p> <p>(区政情報の公開及び提供)</p> <p>第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。</p> <p>2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。</p>	<p>3章 情報共有の推進 (意思決定の明確化)</p> <p>第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度)</p> <p>第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度</p>		

市民意見の扱いについて明確化
解説によりさらに細かな説明を加えている。

		北海道旭川市 平成 15 年 4 月施行、平成 20 年 12 月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成 14 年 4 月施行、平成 20 年 7 月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成 18 年 4 月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成 12 年 13 年 4 月施行、平成 22 年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成 16 年 1 月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成 21 年 4 月施行 「苫小牧市市民参加条例」
			(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表 (4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表 2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。 3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。	らない。 (説明責任) 第 16 条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。 (応答責任) 第 17 条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。	(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第 8 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。		
⑦	情報提供、情報公開の方法解説	* 前文でも示しているとおり、市民参加のまちづくりを推めるためには、市民と市が様々な情報を共有することが大切であり、このことは、市民と市との協働によるまちづくりを推進する上でも欠かせないことです。 ここでは、市民参加を求めるときの説明責任を踏まえた情報提供について規定しており、市に対して積極的な情報の公表を義務付けています。 * ただし書きは、法令の規定により公表することができない情報や、個人に関する情報等を除外するために規定しています	第 1 項関係 市民参加手続について定めた本章では、「公表」という言葉がとて多く使われています。これは、情報の共有は行政活動への市民参加を進めるためのもっとも大切な要素のひとつであるとの考えに基づき、市民参加手続の実施やその結果についての情報をなるべく詳細に市民に伝えようとする姿勢を表したものです。また、市民参加手続は幅広い行政活動について行われることになるので、市民参加手続に関する情報を提供することにより、市民が行政活動の動向をより把握しやすくなるという効果もあります。 本項ではこうしたことを踏まえ、どのような方法で情報を公表するかを定めています。 公表方法は 4 種類とし、常にそのすべての方法によって公表することにより、希望すれば誰もが情報を知ることができるようにしています。 第 1 号中の「市役所本庁舎」は、具体的には本庁舎 1 階の情報公開コーナーとしています。第 2 号の掲示板は、「あい・ボード」という名称で、公共施設や民間商業施設などに設置しています。また、第 3 号で定める広報紙による公表は即時性に欠ける面がありますが、市の動きを広く市民に周知する効果が高いことから、事後公表を認めつつ、必ず行う公表方法に含めています。なお、第 2 号から第 4 号までに掲げる方法で必要事項の概要を公表するときは、どこに行けば（何を見れば）全部の事項を知ることができるかということと同時に公表するような運用とすることとしています。 提言書では、第 2 号の掲示板を設置したときは告示等をするとしていましたが、告示等の形式をとるまでもなく現物を見れば掲示板が設置されたことが明らかなので、こうした規定は不要と判断しました。 ・ 第 2 項関係 市民参加手続を行うケースの中には、特定の市民にとっては重大な関心事であるが市民全体にとってはほとんど影響がないという場合があります。たとえば街区公園の設計概要などについて市民参加手続を行う場合には、通常はその公園を利用する区域に居住する市民の意見を聴けば足りると思われそうですが、こうした場合の市民参加手続に関する事項の周知は、町内会の回覧などを利用するのがもっとも確実にできると考えられます。本項は、こうした場合には第 1 項で定める方法による公表に代えて、それらのもっとも確実な方法により周知すれば足りるとしたものです。 ・ 第 3 項関係 本項では、市民参加手続に関する事項をより広い範囲の市民に周知するため、第 1 項、第 2 項	(第 14 条) 第 7 条 (区民の権利) 第 1 項第 3 号の「情報を知る権利」のうち、区政への参加の前提となる「区政情報を知る権利」として、情報公開請求権と説明を受ける権利を規定します。公開請求権だけでなく、区政情報について説明を受ける権利を合わせて規定することにより、区政情報の共有をより実質的なものとします。(略) (第 15 条) 前条で規定された区民の「情報公開請求権」を保障するため、区政情報の公開義務を第 1 項で規定します。ここで言う別に定める条例とは、「豊島区議会情報公開条例」及び「豊島区行政情報公開条例」を言います。 また、分権社会に対応した地域の個性を活かしたまちづくりを行っていく上で、区民参加をより一層促進していくためには、公開義務を果たすだけでなく、区民が区政への関心や参加の意欲を高められるよう、様々な媒体を活用して区民に分かりやすく情報を提供していくことが求められます。そこで、第 2 項で積極的な区政情報の提供を規定します。ここで言う多様な媒体とは、区広報紙やホームページなど区が主体的に発信する情報媒体の他、マスコミへの情報提供など多様なメディアの活用も含まれます。 (第 16 条) 第 14 条で規定した区民の「説明を受ける権利」を保障するため、区長等執行機関の説明責任を明示します。 説明の時期については、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の決定後ではなく立案の段階からとし、実施・評価にいたる一連の区政運営の流れに対応して説明しなければならないものとします。また、その経過や内容だけではなく効果等についても分析し、政策とそれに基づく施策・事業の必要性が区民に十分理解されるよう、分かりやすい表現で説明するものとします。(略)	(第 6 条) ● 本章(第 6 条から第 9 条まで)は、第 2 条から第 4 条における情報共有原則を具体的に規定したものであり、「行政の透明性の確保」を恒常的な姿とするものである。 ● 意思決定の過程とは、地方自治法第 147 条「長の統括代表権」及び同法第 148 条「事務の管理及び執行権」に基づき、町長が政策意思を決定するに至る過程、即ち「政策意思の形成過程」全般をいう。 ● 町長が町の代表者として「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、住民自治を進める最低限の義務である。(略) (第 7 条) ● 各号は、情報公開条例をその根拠として、具体的に以下の諸制度として運用する。 (1) → 『もっと知りたいことしの仕事』(予算説明書)、広報誌、そよかぜ通信(電話回線を使用したお知らせ放送) など (2) → プライバシーにかかわる情報を扱う会議を除き、原則公開の諸会議 (3) → ニセコ町情報公開条例 (4) → まちづくり町民講座、まちづくりトーク、まちづくり懇談会、こんにちは町長室、町民検討会議、まちづくり広聴箱 など ● 例えば 4 号にかかわる事例として、 町民検討会議での検討を中心とし道の駅「ニセコビュープラザ」やニセコ駅前温泉施設「綺羅乃湯」を建設した事例がある。また、事務局を町内外の住民で構成してワークショップによりまとめた「尻別川宣言」(平成 10 年)などがある。 ● 諸制度の内容は、現在実施しているものに限らず、その効果や効率性を考え広く実施の可能性を検討しなければならない。 (第 8 条) 【解説】 ○「まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集」とはその時々に応じた的確な情報収集はもちろんのこと、町の将来を考え、町内での話題のみならず町外の話題なども、その時々々の社会情勢に応じ広く積極的に収集することをいう。従って、常に社会経済情勢を広くとらえる視点が必要となる。 ○「統一された基準」とは 総合的な行政文書の管理システム(ファイリング・システム)の運用における文書管理条例(平成 16 年 12 月制定)に基づく諸基準を指す。 ○「ファイリング・システム」 文書の私物化排除、即時検索性や他者検索性の向上を柱に、行政が保有する文書情報を一定の	(公表の方法) 第 18 条この条例において公表することとされた事項(第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。)の公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 (1) インターネットの利用 (2) 苫小牧市広報紙への掲載 (3) 当該事項を記載した資料の閲覧及び配布 (4) その他適当と認められる方法	

		北海道旭川市 平成 15 年 4 月施行、平成 20 年 12 月改定 「旭川市市民参加推進条例」	石狩市 平成 14 年 4 月施行、平成 20 年 7 月改正 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」	豊島区 平成 18 年 4 月施行 「豊島区自治の推進に関する基本条例」	北海道ニセコ町 平成 12 年 13 年 4 月施行、平成 22 年改定 「ニセコ町まちづくり基本条例」	和光市 平成 16 年 1 月施行 「和光市市民参加条例」	北海道苫小牧市 平成 21 年 4 月施行 「苫小牧市市民参加条例」
			で必ず行うと定めている以外の方法でも積極的に情報を提供しよう努めることを定めています。「適当な方法」としては、報道機関への情報提供のほか、パンフレット類の配布、説明会の開催などが考えられます。		ルールのもとに管理する手法。本条例の基本原則である情報共有を実現し説明責任を果たすための基本ツールとして位置付けられる。		
⑧	市民参加の時期	(市民参加の時期) 第 7 条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前(議会の議決を要するものにあつては議会提案前)の できるだけ早い時期 から市民参加を求めよう努めなければならない。	第 6 条 (市民参加手続の内容及び時期)について 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。 2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、 適切な時期 に行われなければならない。 3 市の機関は、規則等により、前 2 項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。(略)				
	市民参加の時期(解説)	<u>施策の内容や性質は様々であることから、一律にどの段階で市民参加を求めるべきかをあらかじめ決めておくことは困難ですが、広く市民の意見やニーズを把握しそれらを反映させていくためには、施策の修正や変更が可能な時期までに行うことはもちろんのこと、市民参加の効果が期待できる施策の推進過程のなるべく早い時期から行う必要があります。</u>	(別紙 3 参照)				

市民参加の時期について定められているが、具体的には個々の事例によらずとして明確ではない

(別紙 1) 豊島区 第 7 条 (区民の権利) 解説

(第 7 条)

自治に関わる区民の権利を以下の通り規定します。なお、第 4 条第 2 号で区民の主体的な参加を基本原則としたことに基づき、参加は誰からも干渉・強制されるものではないことを明らかにするために、参加・不参加によっていかなる差別も受けないことを第 2 項に規定します。

地域における区民の主体的な取り組みが自治の土台となるものであり、その主体性は最大限に尊重されなければなりません。

国の法令等が規定する住民の諸権利は、団体自治に参加する権利に重点が置かれていますが、この条例では、区政に参加する権利以前に、まちづくりを主体的に行う権利を自治に関わる区民固有の権利として第 1 に規定します。

分権社会を迎え、地域の個性を活かした施策の展開が求められており、施策づくりへの区民参加、区民との協働によるまちづくりの推進が不可欠なものとなっています。そこで、前号の主体的にまちづくりを行う権利に続き、区民自治を実現していくための基本的な権利として、区政に参加する権利を第 2 に規定します。

地方自治法は、自治体に対する住民の権利として、選挙に参加する権利のほか、直接請求権(条例の制定・改廃、事務の監査、議会の解散、議員・長・主要公務員の解職)、住民監査請求・住民訴訟について規定していますが、こうした諸権利は、自治体運営を監視・コントロールすることに主眼が置かれています。

一方、審議会等の委員公募やパブリックコメント制度の導入など、自治体レベルでは特に政策形成過程への参加機会が年々拡大、多様化されつつあります。また、住民投票やインターネットを活用した電子会議室、パートナーシップに基づく協働事業の推進等、今後もより多様な参加機会の導入が想定されます。そうした動きも踏まえ、この条例で区政に参加する権利を包括的に規定します。

(区民の権利)

第 7 条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 区政に参加する権利
- (3) 前 2 号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 区政に参加する権利

第 4 条第 1 項の情報共有の原則に基づき、まちづくりや区政への参加の前提となる権利として、「情報を知る権利」を規定します。

まちづくりを行うにあたっては、地域の現状や課題は何か、その課題を解決するためにはどのような方法があり、誰と連携していくべきかなどの情報が必要です。また、区政への参加についても同様に、区政の現状と課題、事業や施策の決定・実施方法、その有効性やコストなどの情報を得ることが、施策づくりへの参加や区との協働によるまちづくりの前提となります。

ここで言う行政サービスとは、区が区民を対象として実施する全ての事業を包括的に示すものであり、個々具体的なサービスの受給について法令、条例等に規定されるものは、その規定に基づくこととなります。

地方自治法第 10 条第 2 項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めています。役務の提供と負担の分任は自治制度の根幹となるものであり、ここで確定的な意味も込め改めて規定します。

(第 8 条)

前条の権利の各号に対応し、権利を行使するにあたって努めるべき責務を以下の通り規定します。

なお、ここで「権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」として、権利と責務を対応させる意義は、前条で規定する各権利の濫用を抑制することを目的とします。

「まちづくりを行う権利」を行使するにあたり、第 4 条第 2 号の「参加の原則」に基づき、区民相互の自発的意思を尊重し合うこと、また同第 3 号の「協働の原則」に基づき、相互に連携していくことに努めるものとします。

区民の意思を区政運営に反映させていくために、「区政に参加する権利」は最大限に尊重されるべきであり、正当な理由なしにこれを妨げられることがあってはなりません。しかし、区民もまた、区政に対し意見を表明し、参加するにあたっては、自立した自治の主体としての責任を果たすよう努めるものとします。まちづくりの主体である区民は、情報の受け手であると同時に、情報の送り手でもあります。第 4 条第 1 項の「情報共有の原則」に基づき、情報の提供主体でもある区民の責務として、区民相互のコミュニケーションの尊重とまちづくりに必要な情報を区民相互で共有していくことに努めるものとします。

(区民の責務)

第 8 条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第 1 項各号の権利を行使するにあたっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
 - (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
 - (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。
 - (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
 - (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。
- (1) 区民相互の自発的意思の尊重、連携
 - (2) 区政に参加するうえでの発言、行動責任
 - (3) 区民相互のコミュニケーション、情報共有

将来の自治の担い手となる子どもたちの育成は、少子化が著しい豊島区において大きな課題であり、子どもの健全育成と豊かな地域社会の継承を、区民の責務として宣言的に規定します。

当初の区民会議案では、「子どもが健全に成長する権利」及び「それぞれの年齢にふさわしい参加の権利」が盛り込まれていましたが、子どもの権利のみを個別に規定することは、区民全体を対象として自治のあり方を定めるこの条例の中でバランスを欠く面もあるため、ここでは区民全体に関わる責務として、「子どもの健全育成、次世代への配慮」のみを規定します。

前条第 4 号の行政サービスの提供を受ける権利に対応し、それに係る負担を分任することを規定します。

ここで言う「負担」とは、区民税等の納税義務に限定せず、分担金、使用料、手数料などの負担も含まれるものとします。また、経済的な負担だけでなく、防犯パトロールやリサイクル清掃活動など、地域において区民が主体的に取り組む活動等も広い意味では負担として捉えることができ、様々な負担を包括的に含むものとします。また、「分任」とは、個々のサービスの提供に対応する負担を個々に負うことを意味するものではなく、誰もが安心して快適に暮らしていける地域社会を維持していくために、必要な負担を区民全体で分かち合うことを意味します。

(別紙 2) 和光市 第 7 条(市民参加の方法) 解説

1 本条は、市民参加の方法について定めたものです。

2 第 1 号関係

本号は、市民参加の方法の一つとして、「市民政策提案手続」について定めたものです。

「市民政策提案手続」とは、市民が自発的に政策等の案を提案し、又は市の機関が市民に政策等の提案を求め、その求めに応じて市民が提案したものに對して、市の機関が意思決定を行い、市民からの提案の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

「政策等」とは、政策、施策、方策その他市政の目的を達成するための手段、手立て、対策のことをいいます。

市民政策提案手続の具体的な内容については、第 9 条で規定しています。

市民政策提案手続は、市民から具体的な政策等を提案する制度です。単なる意見、要望ではなく、公共の福祉の増進の観点から、市全体の利益を考慮して提案されることを目指した制度です。

従来行われてきた市民参加は、市の機関が市民に政策等の案を示して、市民に意見を聴く形態で行うものがほとんどであり、市民にとって受動的なものとなっていました。

市民政策提案手続は、市民から能動的に政策等の形成過程に参加し、市民からの具体的な提案を通して市民の持つ多様な知識・経験・創造性を市政に生かし、協働による自治を推進していくことを目指して創設した制度です。

市民政策提案手続は、政策等について市民の自由な発想を求める場合に、市民の知恵が結集されたものが期待できるとともに、市政への参加意識が市民間で広がり、高揚していくことが期待できる点で効果的な方法です。一方、政策等の立案には、相当の知識等が求められ、また、相当の労力を伴う面があります。

3 第 2 号関係

本号は、市民参加の方法の一つとして、「パブリック・コメント手続」について定めたものです。

「パブリック・コメント手続」とは、市の機関が政策等の案を示し、案に対して市民から書面等により意見を募り、その意見を参考にして政策等を決定し、市民からの意見の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

パブリック・コメント手続の具体的な内容については、第 10 条で規定しています。

パブリック・コメント手続は、政策等の案について広く市民の意見を求める場合に、市民が容易に参加しやすく、また、費用もかからない点で効果的な方法です。一方、市民同士の対話の場となるものではないことから、市民間の合意形成を図ることは難しい面があります。

4 第 3 号関係

本号は、市民参加の方法の一つとして、「公聴会手続」について定めたものです。

「公聴会手続」とは、市の機関が政策等の案を示し、その案に対する市民等の意見を聴くための会合を開催する一連の手続をいいます。

「公聴会」とは、政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合をいいます。

公聴会手続の具体的な内容については、第 11 条で規定しています。

公聴会手続は、政策等の案について広く市民の意見を求める場合に、市民の意見を直接聴くことができる点で効果的な方法です。一方、市民が公の場で自らの意見を主張するものであることから、このような行為に慣れていない市民にとっては、参加しづらい面があります。

5 第 4 号関係

本号は、市民参加の方法の一つとして、「審議会等手続」について定めたものです。

「審議会等手続」とは、政策等の案等を審議するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものを設置し、市の機関が諮問等をして意見を求める一連の手続をいいます。

「審議会等」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。

「附属機関」とは、法律又は条例に基づき設置される市の機関の執行機関に附属して審議、調査、審査等を行う機関のことをいいます。

「これに類するもの」とは、市政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として、市の機関が要綱等に基づいて臨時に設置する懇談会等をいいます。

「諮問等」とは、諮問その他審議会等に対し、提言等を求めることをいいます。

審議会等には、法令等の規定によりその構成が定められており、市民が含まれないものもありますが、本条例でいう審議会等は、市民が含まれるものに限るものとしています。したがって、市民が含まれないものは、本条例でいう審議会等ではありません。ここでいう市民には、市民団体の代表者を含むものとし、市民団体の代表者として市民が入るものも本条例でいう審議会等とします。

審議会等手続の内容については、第 12 条で規定しています。ただし、審議会等の具体的な内容については、個々の審議会等ごとに法令等で規定されており、これに基づくものとします。

審議会等手続は、政策等について市民又は市民を含む一定の範囲内の者における合議による意見を求める場合に、高度で深い議論ができる点で効果的な方法です。一方、参加できる市民はごく一部に限定され、また、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面があります。

6 第 5 号関係

本号は、第 1 号から第 4 号までに掲げたもの以外の市民参加の方法について定めたものです。

市民参加には、市民政策提案手続、パブリック・コメント手続、公聴会手続及び審議会等手続以外にも、アンケート、公募・アイデア募集、モニター方式、ワークショップ（研究会）方式及び意見交換会等多様な方法があります。

政策等の意思決定に当たっては、法令等において市民参加の方法が定められている場合があります。この場合は、その市民参加の方法が本条例の趣旨に沿って広く市民参加が行われるものであるかどうかを勘案するとともに、政策等の性質等を考慮し、総合的に判断する必要があります。例えば、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

20

第 17 条第 2 項に規定する都市計画の案についての意見書の提出については、関係市町村の住民及び利害関係人が意見書を提出できるとされており、本条例の趣旨に沿っていることから、市民参加の方法として適当と認められます。

〈関係法令等〉

〔地方自治法〕

〔委員会、委員及び附属機関の設置〕

第 138 条の 4 1～2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(別紙3) 石狩市 第6条(市民参加手続きの内容及び時期)について 解説

第1項及び第2項関係

市民参加手続を行う場合には、さまざまなバリエーションの中からどの方法を選び(又は組み合わせ)、どの範囲の市民を対象として行うかなどの「内容」と、市の機関内部での一連の検討プロセスのどの時点で行うかという「時期」がたいへん重要になります。このため、第1項と第2項では、市民参加手続の内容及び実施時期に関する原則を示すこととしました。

第1項では、市民参加手続の内容は、その対象となる行政活動自体の内容と、それに対する市民の関心の高さを考慮して決めることとしています。規定中の「行政活動の性質」とは、主として市民を規制するものか、市の活動の指針を示すものか、税金の支出としての側面が強いかなどという点を指し、「影響」とはどの範囲の市民にどの程度の効果(制約)がどれぐらいの期間続くのかなどといったことを指すものですが、行政活動の内容に関する事項としては、これらの他にもその対象となる行政活動の背景がどの程度複雑かなどということも考慮する必要があると思われます。

第2項では市民参加手続の実施時期について定めています。市民の意見を真摯に検討して行政活動に反映させるためには、正確で十分な情報を市民に提供できる範囲で、できるだけ早い時期に市民参加手続を行う必要があります。しかし、ほとんど白紙の状態から市民参加手続を行ったほうが良いのか、市の機関が提示する原案に対して市民参加手続を行ったほうがより効果的か、などは案件ごとに異なってくるものと思われるので、そうしたことも考慮した上で、適切な時期に行うこととしています。

・第3項及び第4項関係

第1項と第2項では市民参加手続の内容及び時期を決める際の原則を示しましたが、これだけでは抽象的であり、それぞれの担当部署の解釈によっては市民参加手続の内容及び実施時期にばらつきが生じるおそれもあります。このため、第3項ではガイドライン的な細目を作成することとして、各担当部署はこれを考慮しながら市民参加手続を行うこととしました。このガイドラインは行政活動への市民参加に対する市民の考え方を反映して刻々と変わることも予想されるので、機動的な修正ができるように、市民参加手続を経た上で規則等で定めることとしました。

・規則で定める基準について

第3項で規定する細目は、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)別表で、次のように定めていますが、これは、暫定的な基準により制度をスタートさせ、その運用を通して石狩市にふさわしい形に改善していこうという考え方に立って設定したものです。市の機関は、特別の事情がない限りは、この基準に合致するような内容及び時期で市民参加手続を行うことが原則になります。

	大項目	小項目	規則内容とその考え方
1	全般的事項	全般的事項	<p>(1) 市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市民参加手続を組み合わせるよう配慮すること。</p> <p>(2) 市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなきは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。</p> <p>【考え方】</p> <p>市の将来に大きな影響を与えるような重要な案件については、なるべく多くの市民の意見を十分に聴き、慎重に検討すべきです。このため、こうした場合には、時期や意見を聴く対象を変えながら、アンケート、ワークショップ、審議会等、パブリックコメントなど複数の手続を組み合わせ、より多くの市民が検討過程に参加できるようにすることを原則としました。</p> <p>その行政活動の結果が特定の市民や団体の利害に重大な影響を及ぼす場合は、その者の意見を事前に十分に聴き、双方が納得できるような決定を行うよう努力することが、その後の円滑な行政執行につながる場合が多いと言われています。このため、こうしたケースは、特別な措置を講じる場合を除き、市民参加手続の場で利害関係者が意見を表明できるようにすることを原則としました。</p>
2	市民参加手続の内容及び実施時期を定める上で考慮すべき事項	審議会等	<p>(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。</p> <p>ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。</p> <p>ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について審議会等に付議する場合には、次のいずれかの措置を講ずることを原則とする。</p> <p>ア その審議会等の構成員に公募により選考された者を加えること。</p> <p>イ その審議会等への付議のほか、パブリックコメント手続を行うこと。</p> <p>【考え方】</p> <p>一般に審議会等の機能とされている要素と、少数固定メンバーによる突っ込んだ議論がなされるという審議会等の性格を踏まえて、審議会等への付議の基準を定めました。また、審議会の「少数固定メンバーによる審議」という特徴は、詳細に突っ込んだ検討ができるというメリットがある反面、意見があっても検討に参加できない市民が出るという欠点もあります。こうした欠点をカバーするため、市民の声を活かす条例では審議会等には公募委員を加えることを原則としていますが、例外的に公募委員が入らない審議会等も存在することから、こうした審議会等で広い範囲の市民に影響が及ぶような事案について検討する場合は、委員以外の市民の意見を聴く場面も設けることとしました。</p>
		パブリックコメント手続	<p>(1) 市民参加手続の対象となる行政活動については、他の方法による市民参加手続を行う場合を除き、パブリックコメント手続を行うこと。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について複数の方法で市民参加手続を行うときは、その中にパブリックコメント手続を含めることを原則とすること。</p> <p>【考え方】</p> <p>パブリックコメント手続は、①比較的成本がかからない、②意見がある者に広く発言の機会を提供できる、③意見を提出する際の制約が比較的少ない、というメリットがあることから、基礎的な市民参加手続と位置付け、他の方法による市民参加手続を行う場合以外には常に行うこととしました。</p> <p>広い範囲の市民に影響する事案について複数の方法で市民参加手続を行う場合は、いずれかの場面でパブリックコメントを行うことを原則として、影響を受ける市民の意見を反映する機会を確保することとしました。</p>
		公聴会	<p>次のいずれにも該当する場合には、公聴会を開催することを原則とすること。</p> <p>(1) 事案の処理方針の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合</p>

			<p>(2) 事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合</p> <p>(3) 対象となる事案について市民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合</p> <p>【考え方】 公聴会（法令に基づくものだけでなく、公開の場で、一定のルールのもとで市の機関が市民の意見を聴くこと全般を指します。）は、①手続の公開性が高い、②公述人は他の市民にも自分の意見をアピールできる、③適切な質疑を行うことで論点を明確にしやすい、などの効果が期待できるので、今後は積極的に活用することが望まれます。このため、①公述人確保の見込み、②口頭での意見聴取の必要性、③意見聴取プロセスを公開する必要性、の三点を目安として、公聴会開催の基準を設定しました。</p>
		ワークショップ等	<p>極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど、市民同士や市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の市民参加手続を行うことを検討すること。</p> <p>【考え方】 ワークショップや市民会議などは、メンバーをあまり固定せず、比較的小人数で、自由な議論や共同作業を通して合意形成を図るところに特色があります。この方式での市民参加手続が効果を発揮するためには、議論にあまり枠をはめないことが望ましいと思われるので、この基準の中でもその旨を明記しました。</p>
3	市民参加手続を行なう時期を定める上で考慮すべき事項	市民参加手続を行なう時期を定める上で考慮すべき事項	<p>市民参加手続を行う時期は、次の項目について総合的に検討した上で定めるものとする。</p> <p>(1) その行政活動を行う意図や背景などは、市民にどの程度理解されているか。</p> <p>(2) その行政活動について市民が検討する上で必要となる情報を、どの程度正確に提供できるか。</p> <p>(3) その行政活動に対する市民の積極的な支持はどの程度必要か。</p> <p>(4) その行政活動の合理性を確保する上で、市民の個別の価値観と市全体の公益をどのように調和させることが必要か。</p> <p>【考え方】 行政活動の企画立案は、一般に、①行政ニーズの把握、②ニーズに対応した施策原案の作成、③諸条件を踏まえた原案の修正＝政策案の作成、④政策案の決定、といったプロセスを経ますが、市民参加手続を行う際には、この一連の過程のどの段階で市民意見を聴くかの検討が必要です。一般的には、できるだけ早い時期からの参加が望ましいと言われてはいますが、行政活動が多様であることや、同じような行政活動であってもそれを行う際の周囲の諸条件なども考慮する必要があることなどを考えると、一律に線を引くことは現実的ではないと思われます。このため、施行規則では、市民参加手続の時期を判断する上で考慮すべきと考えられる事項を列挙しました。</p> <p>早い時期に市民参加手続を行っても、その行政活動が必要とされている背景や行政活動を行う市側の意図が十分に理解されていなければ、寄せられた意見が非現実的になるなど、意見を聴くことの意義が損なわれるおそれが大きくなります。こうした場合には、ある程度情報の整理やPRなどを行ってから市民参加手続を行うことが適当と考えられます。</p> <p>市民参加手続を行う際には、対象となる行政活動の内容を市民が検討するための情報が必要です。しかし、あまりにも早い時期から市民参加手続への参加を求めようとすると、提供できる情報の量や質が不十分になることも考えられるので、この点を考慮することとしました。検討の早い時期から市民参加を行った場合は、参加した市民から、検討結果に対する積極的な支持が得やすいということが言われます。最近の行政活動は、例えばゴミ減量施策など、市民の積極的な支持や活動がなければその目的を達することが難しいようなものも多くなっていますが、このような事案については、できるだけ早い時期から市民の意見を聴き、それを行政活動に反映することが必要と考えられます。</p> <p>一口に行政活動に市民意見を反映するといっても、受益者あるいは負担者としての市民の意見を尊重することが合理的な結果をもたらすとは限らないこともあります。例えば、個々の利益と全体の利益が相反する場合は、公益を図る上で必要と考えられる案を市の機関側が提示し、それを市民それぞれが、個別の価値観や利害などの観点からチェックするほうが効果的な場合もあるでしょう。そうした場合は、比較的遅い時期に市民参加手続を行うことが適当と考えられます。</p>

(2) 「職員に関する条例」の事例

	宮城県石巻市 平成19年4月施行 「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」	東京都中野区 平成20年7月施行 「中野区職員倫理条例」	北海道旭川市 平成20年4月施行 「旭川市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」	佐賀県嬉野市 平成19年4月施行 「嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例」	兵庫県神戸市 平成19年1月施行 「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」
目的	(目的) 1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によることを認識し、職員が公務を遂行するに当たってのコンプライアンス体制に関して必要な事項を定めるとともに、職員の公正な職務の遂行を確保し、倫理を保持するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに公平かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職員の公正かつ公平な職務の遂行を確保するために必要な事項を定めることにより、区政に対する区民の信頼の向上を図り、もって区民の視点に立った区政運営を着実に推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職員の法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、本市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長及び副市長(以下「市長等特別職」という。)をいう。以下同じ。)が法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行をするに当たっての体制の確保に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、市民と共に民主的な市政に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務執行の確保を図るため必要な事項を定めることにより、市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立することを目的とする。
職員に対する規定	(職員の基本的心構え) 3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。 (職員の責務) 4条 職員は、公務員としてのコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。	(職員の職務の遂行に係る行動の原則) 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、次に掲げる原則に従って行動しなければならない。 (1) 中野の自治を守り、主権者である区民に対する責任を自覚し、誠実、迅速及び正確を旨として職務に精励すること。 (2) 区民の郷土愛と誇りを尊重するとともに、自らも共有し、その普及と高揚に努めること。 (3) 効果及び効率並びに経済性を科学的に検証し、区民の利益を最大化することを目指して計画的に職務に当たること。 (4) 区政の目標と与えられた使命に基づき、自ら考え、提案し、積極的に職務に当たること。 (5) 前例にとらわれず、区民や利用者の立場に立ち、柔軟な発想を持ってサービスの向上を図ること。 (6) 区民の言葉を十分に傾聴し、分かりやすく説明すること。	(基本的心構え) 第3条 職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。 2 職員は、常に法令を遵守するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される職員であるよう、公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならない。 (職員の責務) 第4条 職員は、公私の別にかかわらず、本市職員としての職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 2 職員は、市民等(市民その他市政にかかわりのあるものをいう。以下同じ。)に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。 3 職員は、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。 4 職員は、職務上利害関係のあるものとの接触に当たっては、会食(公務上必要がある場合を除く。)、贈答、遊技その他市民の疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。 5 職員は、その職務の執行に関し十分な説明責任を果たすとともに、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。	(基本的姿勢) 第2条 職員は、全体の奉仕者であることを深く自覚し、市民から信頼される職員であるよう不断に公務員としての資質の向上に努めるとともに、常に公共の利益の増進を目指して公正で誠実な姿勢で職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。 3 職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報の提供又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼすおそれのある情報の提供を除き、積極的に情報を提供しなければならない。 (職員の責務) 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかななければならない。 2 職員は、違法又は第6条第2項に規定する公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為(不作為を含む。以下同じ。)の要求があったときは、これを拒否しなければならない。 3 職員(この項において市長を除く。)は、前項の行為の要求又は第6条第2項に規定する暴力行為等社会規範を逸脱した手段により要求の実現を図る行為があったときは、直ちに規則に定める上司及び所属長へ報告しなければならない。	(執行機関等及び職員等の責務) 第3条 2 職員等は、市民に対し、この条例の趣旨について十分な説明を行うとともに、市民と市との協働と参画により、豊かな神戸の創造に向けて全力で努力しなければならない。 (倫理に係る理念) 第4条 職員等は、常に公務員としての倫理の保持に努めなければならない。 (職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則) 第5条 職員等は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。 2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。 3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。 4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。 5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を市民に説明する責務を全うしなければならない。 6 職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策(市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。)の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めるものとする。
管理者・任命権者に対する責務	(任命権者及び管理監督者の責務) 第5条 任命権者は、職員(市長を除く職員をいう。以下この条において同じ。)の公正な職務の遂行及び倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。 2 職員を管理監督する立場にある者(以下「所属長」という。)は、その職務の重要性を自覚し、管理監督下の職員の公正な職務の遂行及び倫理の保持に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。	(任命権者等の責務) 第4条 任命権者は、職員の資質の向上及び職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 2 管理又は監督の地位にある職員は、その職責の重要性を深く認識し、その管理し、又は監督する職員が公正かつ公平に職務を遂行することができるよう、当該職員を適切に指導し、管理し、又は監督しなければならない。	(管理監督者の責務) 第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員の公正な職務の執行について適切な指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。 (任命権者の責務) 第6条 任命権者は、公正な職務の執行及び公務員倫理の確立に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 2 任命権者は、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益通報者等の保護その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。	(管理監督者の責務) 第4条 管理監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、適正な指導監督をしなければならない。 2 管理監督者は、部下職員から前条第3項の規定により報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するための必要な措置を講ずるとともに、当該報告の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められる場合は、規則で定める嬉野市不当要求行為等対策委員会(以下「対策委員会」という。)へ通知しなければならない。 (任命権者の責務) 第5条 法第6条に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)は、行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、市民及び本市に関係する事業者等(以下「市民等」という。)への指導啓発を行うとともに、庁内体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。	第3条 執行機関等は、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信託にこたえるために、公共の利益の増進を目指し、市会と連携し、及び協力しながら、透明性の高い公正な市政の運営に全力で取り組まなければならない。 (要望等への対応の基本原則) 第6条 執行機関等は、市民と市との協働と参画を実現するために、市政運営に対する要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。 2 執行機関等は、特定のものを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。
市民に対する規定	(市民の理解及び協力) 第6条 市民は、地方公共団体を構成する一員として常に市政に関心を払い、職員による公平かつ公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。		(市民等の責務) 第7条 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。	(市民等の責務) 第6条 市民等は、自らが地方公共団体たる本市を構成する一員であることを深く自覚し、常に市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続による市政の運営に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。 2 何人も、職員(この項において法第3条第3項に規定する特別職の職員(議会の議員を除く。))を含む。第8条第1項において同じ。)に対して、公正な職務の遂行を損なう	

	宮城県石巻市 平成19年4月施行 「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」	東京都中野区 平成20年7月施行 「中野区職員倫理条例」	北海道旭川市 平成20年4月施行 「旭川市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」	佐賀県嬉野市 平成19年4月施行 「嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例」	兵庫県神戸市 平成19年1月施行 「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」
				おそれのある行為を求めてはならない。また、暴力行為等社会規範を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならない。	
公益通報	<p>第4章 公益通報制度 (公益通報制度)</p> <p>第11条 市政を常に公平かつ公正なものに保つため、公益通報制度を設ける。 (公益通報の手続)</p> <p>第12条 職員は、公益通報の必要があると認めるときは、速やかに委員会にその内容を通報しなければならない。</p> <p>2 職員は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。</p> <p>3 職員は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。 (不利益取扱いの禁止)</p> <p>第13条 公益通報をした職員(以下「通報者」という。)の任命権者は、公益通報をしたことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いをしてはならない。 (公益通報に係る委員会の職務)</p> <p>第14条 委員会は、公益通報を受けたときは、当該通報の内容の真否について調査し、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。 (公益通報に係る措置)</p> <p>第15条 市長等は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な事実確認を行い、その結果、法令違反、不当な事実等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の措置を講ずる場合は、前条の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。 (是正措置等の通知)</p> <p>第16条 市長等は、前条第1項の措置を講じたときは、その内容を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を望まないときは、この限りでない。</p>	<p>(公益通報)</p> <p>第6条 職員等は、職員の職務に関する次に掲げる事実を知った場合において、当該事実が公共の利益を害し、若しくは区政に対する区民の信頼を著しく低下させ、又はそれらのおそれがあると認めるときは、中野区法令遵守審査会に通報するものとする。</p> <p>(1) 法令(条例、規則及び訓令を含む。)に違反し、又は違反するおそれのある事実</p> <p>(2) 区民の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生し、又は発生するおそれのある事実</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公共の利益を害し、又は害するおそれのある事実</p> <p>2 中野区法令遵守審査会は、前項の規定による通報(以下「公益通報」という。)があったときは、必要な調査を行い、当該事実について審査する。</p> <p>3 職員等は、前項の調査に協力しなければならない。</p> <p>4 中野区法令遵守審査会は、第2項の規定による審査の結果を区長及び公益通報をした者(以下「公益通報者」という。)に報告する。</p> <p>5 区長は、前項の規定による報告があったときは、警告、公表その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 公益通報者及びその者が所属する法人その他の団体は、公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。 (職務に関する要望等の記録)</p> <p>第7条 職員は、利害関係者から職務に関する要望、申入れ等があったときは、その事実(次条第3項の事実該当するものを除く。)を記録しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、職員は、当該利害関係者から同項の規定により記録した事項の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>第2章 公益通報</p> <p>第1節 公益通報に係る措置 (公益通報の方法)</p> <p>第8条 公益通報は、原則として実名により行うものとし、匿名により行う場合には、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。</p> <p>2 公益通報は、書面により行うものとする。ただし、推進委員会に対して公益通報をする場合であって、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、この限りでない。 (通報対象事実に係る推進委員会の調査等)</p> <p>第9条 推進委員会は、公益通報を受けたとき、又は次条第2項の規定により審査会から調査の求めがあったときは、直ちに必要な調査を行い、通報対象事実があると認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長及び当該事案に係る任命権者(以下「市長等」という。)並びに審査会に報告しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る通報対象事実が第2条第9号アに掲げるものであるときは、直ちに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとらなければならない。(略)</p>		
不当要求行為	<p>第3章 不当要求対策 (不当要求行為等への組織的対応)</p> <p>第9条 職員(この項において市長を除く。)は、不当要求行為等があったときは、市政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため、当該行為の内容等を記録し、上司及び所属長に報告しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、その内容を推進会議に報告しなければならない。</p> <p>3 推進会議は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、対応方針を指示するものとする。</p> <p>4 推進会議は、前項の調査の結果、次条第1項から第3項までの規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、不当要求行為等があった場合において、次条第1項から第3項までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。</p> <p>6 委員会は、前2項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長及び事案に係る市の機関(以下「市長等」という。)に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。(略)</p>	<p>(不当要求行為)</p> <p>第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不当要求行為」という。)を行ってはならない。</p> <p>(1) 次に掲げる行為により、職員にその職務上の行為をすること又はしないことを求めること。</p> <p>ア 暴力、威嚇若しくは脅迫又はこれらに類する行為</p> <p>イ 執ように威圧的な言動を繰り返す行為</p> <p>ウ 庁舎等の保全又は秩序維持に支障を生じさせる行為</p> <p>(2) 自己又は第三者の社会的地位に基づく影響力の行使を明示し、又は暗示して、職員にその職務上の違法若しくは不当な行為をすること又はその職務上の正当な行為をしないことを求めること。</p> <p>2 職員は、不当要求行為に応じてはならない。</p> <p>3 職員は、不当要求行為又はその疑いのある行為(以下「不当要求行為等」という。)が行われたときは、その事実を記録しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、職員は、当該不当要求行為等を行った者から同項の規定により記録した事項の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 職員は、第3項の規定により不当要求行為等に係る事実を記録したときは、その旨を区長に報告しなければならない。</p> <p>6 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要と認めるときは、当該不当要求行為等に係る事実を調査する。</p> <p>7 区長は、前項の規定による調査の結果に基づき必要と認めるときは、中野区法令遵守審査会に諮問し、その答申に基づいて、警告、公表その他の必要な措置を講じなければならない</p>	<p>第3章 不当要求行為等 (不当要求行為の記録等)</p> <p>第19条 職員は、不当要求行為があったと思量するときは、その内容を記録し、当該記録を上司(任命権者にあつては、推進委員会)に提出しなければならない。ただし、職員は、当該職員以外の職員から不当要求行為があったと思量するとき、その他正当な理由があるときは、当該記録を推進委員会又は審査会に提出することができる。</p> <p>2 前項本文の規定による記録の提出を受けたもの(推進委員会を除く。)は、当該記録に係る行為が明らかに不当要求行為に該当しないと認める場合を除き、当該記録を推進委員会に提出しなければならない。 (不当要求行為に対する対応)</p> <p>第20条 推進委員会は、前条第2項の規定による記録の提出を受けたときは、直ちに必要な調査を行い、不当要求行為があったと認めるときは、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、直ちに、不当要求行為を行ったものに対し、書面による警告その他不当要求行為を中止させるために必要な措置をとるものとする。この場合において、市長等は、あらかじめ、当該措置について審査会の意見を聴かななければならない。 (職員からの法令違反行為等の求めに対する対応)</p> <p>第21条 前2条の規定は、職員が当該職員以外の職員から法令に違反する行為又は公務員としての倫理に著しく反する行為を求められた場合について準用する。(略)</p>	<p>(不当要求行為等への警告等)</p> <p>第9条 市長は、前条第3項の報告を受けたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の警告を行う場合において、市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>3 市長は、競争入札の参加資格を有する業者に対して第1項の警告を行った場合は、別に定めるところにより、当該業者に対し、指名停止その他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>4 市長が前3項の規定に基づき、不当要求行為等の行為者へ警告を行う場合は、前条第3項に規定する遵守委員会の意見を尊重しなければならない。</p>	<p>第6条 3 執行機関等は、不当要求行為が行われた場合(不当要求行為が行われるおそれが切迫していると認める場合を含む。)は、市民に信頼される公正で公平な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員等により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。</p>